

被災された皆さまへお知らせ



本宮市長
高松義行

応急対応から復旧・復興へ ～2か月を迎えての市長メッセージ～

甚大な被害をもたらした「台風第19号災害」から2か月が経過いたします。

今もなお、避難所や応急仮設住宅、民間借上げ住宅等での生活を余儀なくされている方々、また、被災されたご自宅においても、多くの方々が不自由な生活を送られているなど、この度の災害の大きさを痛感しているところであり、お亡くなりになられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族、被害にあわれた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

災害対応は、現在、被災により居住に支障をきたしている皆さまへの住宅対策として、応急仮設住宅・民間借上げ住宅等への入居や応急修理制度の受付、また、被災された皆様の生活や被災された商店・事業者の皆様の事業再建に向けた各種支援制度の相談受付など、「応急対応」から被災された皆様の再建に向けた支援等に取り組む「復旧・復興」へ移行しております。

今後も被災された皆さまが1日も早く以前の生活に戻れるよう、全職員が一丸となって全力で復旧・復興に向けた努力をまいります。そして、元気な「もとみや」を取り戻すため、市民の皆さまとともに一步一步前を向き進んでまいりたいと考えておりますので、さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

■ り災証明書で半壊以上の判定で家屋の解体を希望する方へ

二次被害の防止、生活環境の保全と市民生活の安全安心のため、浸水被害を受けた家屋などの解体撤去を、所有者の申込みで、市の事業として行います。

【対象家屋】住宅もしくは中小企業者が所有する事務所などのうち、市が発行した、り災証明書で全壊・大規模半壊・半壊の判定で、次のいずれかに該当するもの

- ・他の家屋などに物的被害を生じさせている場合
- ・倒壊により被害が生じる恐れのある危険な場合
- ・生活環境の保全上特に必要とされる場合

※ 11月30日以前に解体撤去を行った方、または解体業者と契約を締結された方は、市民部 生活環境課へご相談ください。

【受付期間】 12月26日まで

■ 被災証明書の発行について

被災証明書は、建物などを調査させていただき、調査結果をもとに被害状況を認定したうえで発行いたします。非木造の建物については、詳しい調査が必要となるため、証明書の発行までに特に時間を要しております。申請された皆さまには大変ご迷惑をおかけしております。

一部証明書の発行が遅れておりますが、12月20日を目標に、申請された皆さまのお手元に証明書が届くように鋭意作業を進めておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、現在も受付を行っておりますので、申請されていない皆さまは手続きいただきますようお願いいたします。

【場所】市役所1階 市民ホール

閩市民部 防災対策課 ☎ 24-5366

■ 無料法律相談会の開催について

福島県弁護士会および日本司法支援センター（法テラス）のご協力により、令和元年台風第19号で被災された方に対し、無料の法律相談会を実施しております。

【日時】令和2年3月末までの毎週火・金曜日の午後1時から4時

※本年は12月24日まで、年明けは1月7日からとなります。

【場所】モコステーション（本宮市地域交流センター）

【対象者】10月10日に市内に自宅や店舗などがあつた方（法人を除きます）

【相談内容】生活の再建に必要な民事に関する法律問題全般（刑事事件は対象外）について相談できます。同一問題でのご利用は3回までとなります（1回の相談時間は30分以内）※事前に申し込みが必要です。

閩市長公室 政策推進課 ☎ 24-5321

■ 各種支援制度相談窓口の開設について

被災者の方々への災害見舞金の支給手続きや市税等減免申請などの相談窓口を開設しております。

【場所】市役所1階 市民ホール

閩市民部 防災対策課 ☎ 24-5366

■ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度 制度内容変更のため申請された方もご相談ください

令和元年台風第19号の災害により住宅が半壊または大規模半壊し、自らの資力では修理できない世帯に対して、被災した住宅の居室・台所・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理いたします。

【対象者】以下の全ての要件を満たす世帯

- ・台風第19号による災害時点（10月12日）において、本宮市に住んでいた方
- ・災害により住宅が一部損壊（準半壊）、半壊または大規模半壊の被害を受けた方
- ・災害救助法に基づく「民間賃貸住宅借上げ制度」を利用していない方
- ・応急修理を行うことで、被害を受けた住宅で生活が可能と見込まれる方
- ・自らの資力をもってしては、住宅を修繕することができない方

【基準額】1世帯あたりの限度額は595,000円以内（一部損壊は300,000円）で、日常生活に欠くことのできない必要最小限度の修理のみです。

※応急修理代金を市が修理業者にお支払いします。金額は消費税込みです。

【申込期間】12月27日まで

対象となる修理や提出いただく申請書類など、詳しくは建設部 建設課へお問い合わせください。
 閩建設部 建設課 ☎ 24-5393

■ 被災された中小企業事業者に対する支援について

台風19号に伴う災害に関して、被災された中小企業事業者の皆さまが行う施設整備の復旧や事業再開を支援します。

【場所】モコステーション2階 中会議室

【期間】12月28日まで（日曜日を除く）

午前9時から11時30分、午後1時から7時

① 中小企業等グループ補助金

中小企業などがグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受け、そのグループの参加事業者が行う施設・設備復旧費用などを補助します。

【補助率】3/4補助、上限15億円

②小規模事業者持続化補助金

被災した事業者の持続的な発展を図るため、機械設備費や店舗改装費、広告宣伝など、多岐にわたり事業再建に取り組む費用を補助します。

【補助率】 2/3 補助、上限 200 万円

③（仮称）自治体連携型補助金

被災された事業所の売上げの回復や販路拡大などに取り組む費用を補助します。（12 月末までに制度設計が決まる予定です）

【補助率】 2/3 補助、上限 500 万円

閩産業部 商工観光課 ☎ 24-5382

■ 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さまへ

り災証明書がお手元に届いた方で、住家の被害区分が床上浸水の被災をされた方は、医療機関などの窓口で申告をすることにより、令和 2 年 1 月末まで自己負担額の支払いが不要となります。

医療機関などで、すでに自己負担額を支払った場合は、還付申請の手続きをすることで、支払った金額が還付されます。

●還付申請に必要なもの

り災証明書、領収書（令和元年 10 月 12 日以降のもの）、印鑑、通帳

※印鑑および通帳は、国民健康保険は世帯主、後期高齢者医療保険は被保険者本人のもの

●申請場所

市民部 市民課 国保年金係 または 白沢総合支所 市民福祉課

閩市民部 市民課 ☎ 24-5342

白沢総合支所 市民福祉課 ☎ 44-2114

■ 避難所縮小のお知らせ

市内 5 か所に設置されておりました避難所は、12 月 1 日から「あぶくま憩の家」1 か所に縮小いたしました。

閩市民部 防災対策課 ☎ 24-5365

広報もとみや号外

【発行・編集】本宮市役所 市長公室 秘書広報課
〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世 212 番地
電話 0243-24-5332 FAX 0243-34-3138
HP <https://www.city.motomiya.lg.jp/>